

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成30年11月8日
【ファンド名】 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -
G S 新成長国通貨債券ファンド
普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益
証券、日本円クラス受益証券
(Goldman Sachs Global Funds -
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class)

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グ
ローバル・サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Global Services
Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソープ (Glenn Thorpe)
【本店の所在の場所】 英国、E C 4 A 2 B B ロンドン、フリート・ストリー
ト 133、ピーターバラ・コート
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A
2BB, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
**【代理人の住所又は所在
地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【提出理由】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド(Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (以下「ファンド」といいます。)の管理会社に関して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited) (以下「新管理会社」といいます。)への異動が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 新しく管理会社となる会社

名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)

資本金の額

2ユーロ(約264円)(2018年9月末日現在)

(注)ユーロの円貨換算は、2018年9月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.14円)によります。

関係業務の概要

ファンドの管理会社としてファンドの運用および管理業務を行います。

(2) 管理会社でなくなる会社

名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited) (以下「現管理会社」といいます。)

資本金の額

2018年7月末日現在、払入済株式資本は25,000,000米ドル(約28億3,925万円)です。

(注)米ドルの円貨換算は、2018年9月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.57円)によります。

関係業務の概要

ファンドの管理会社としてファンドの運用および管理業務を行います。

3【異動の理由および年月日】

(1) 異動の理由

英国の来る欧州連合(EU)離脱を考慮し、英国籍の現管理会社に代えてアイルランド籍の新管理会社をファンドの管理会社とすることが、現管理会社の取締役会により2018年10月25日付で決定されたため。

(2) 異動の年月日

未定(管理会社の異動は、アイルランド中央銀行の承認および適切なデューディリジェンスの完了を条件とします。)